

「こどもSOSの家」ってなに？

1. 「こどもSOSの家」とは

小・中学校の通学路や遊び場周辺にお住まいで、在宅機会の多い家庭や事業所の方に「こどもSOS」の看板を設置していただき、子どもたちが身の危険を感じたとき、不調を感じたときなどに一時的な避難場所となつていただくものです。学校・家庭はもとより、放課後や登下校においても、温かな目で子どもたちを見守っていただくことで、子どもたちの安心・安全を社会全体で守ろうとする取り組みです。

2. 現在、どのくらいの協力家庭（事業所含む）があるのですか？

令和4年7月現在、高松市内の小学校区（直島町含む）に約2,700軒のご協力をいただいています。

3. 看板の設置について

「こどもSOSの家」であることの目印として、申込みの際にお渡しするSOS看板（220×220程度）を、通りから見やすい場所に設置してください。できるかぎり、子どもたちの目線に合わせ、1～1.5mの高さに掲示してください。

4. 子どもが助けを求めにきたときは

助けを求めてきた児童・生徒の安全が確保できるまで保護してください。

- ① 落ち着かせ、事情を詳しく聞いてください。
- ② 事件、事故などの可能性がある場合は、110番通報してください。
- ③ 登録先の学校（087-000-△△△△）に連絡し、引き取りを依頼してください。

絶対に1人では帰さないでください。学校と連絡がつかない（祝日・開校時間外など）場合、子どもの自宅等（保護者の勤め先等）が分かる場合は連絡してください。

その場合、翌日以降に学校へ連絡してください。

4. 留守にするときは

この活動は、地域の大人たちが、日常できる範囲で子どもたちを見守っていこうという活動です。ご不在となるときに、特別の対応は必要ありません。

5. 見舞金制度を設けています（保険料1軒につき25円）

万一、協力家庭の方などが危害を受けたときのために、見舞金制度を設けています。

死亡見舞金	1,000万円
後遺障害見舞金	30万～1,000万円まで
入院見舞一時金	5万円
通院見舞一時金	1万円
建物・収容物損害見舞金	3万円（車、バイク等は除く）まで

※協力家庭の同居家族、事業所においては従業員に限ります。